

議案第 91 号

三朝町小中学生等医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町小中学生等医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 20 年 9 月 9 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町小中学生等医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町小中学生等医療費助成条例（平成 20 年三朝町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(対象者) 第 3 条 略 2 前項の規定にかかわらず、小中学生等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小中学生等の保護者は、対象者とならない。 (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による生活支援を受けているとき。 (2)～(4) 略	(対象者) 第 3 条 略 2 前項の規定にかかわらず、小中学生等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小中学生等の保護者は、対象者とならない。 (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けているとき。 (2)～(4) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用)

2 この条例による医療費の助成は、施行日以後に受ける医療に係る医療費について適用する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。